

# 秘密保持契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「乙」という）は、甲および乙相互間で開示または提供される秘密情報の取扱いに関して、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。なお、以下、本契約においては、秘密情報を開示または提供する当事者を「開示者」、その開示もしくは提供を受ける当事者を「受領者」という。

## （秘密情報）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、廃炉情報管理システムの開発を目的（以下「本目的」という）として、開示者が受領者に対し開示または提供する一切の情報をいう。秘密情報は、開示者の営業秘密、アイデア、ノウハウその他業務上の秘密事項を含むものであり、その開示方法が口頭によるか媒体に記録されているかを問わない。なお、開示者は、秘密情報を受領者に開示する場合には、開示時点で秘密情報である旨を受領者に対し表明するものとする。

## （適用除外）

第2条 次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれない。

- 一 受領者が受領した時点で、既に公知であった情報
- 二 受領者の責めによらないで公知となった情報
- 三 受領者が第三者から適法に入手した情報
- 四 本契約に違反することなく受領者が既に保有していた情報
- 五 本契約に違反することなく、また本契約と無関係に、独自の営業上のノウハウに基づいて、受領者が独自に開発または入手した情報

## （秘密情報の保持および管理）

第3条 受領者は、秘密情報の秘密を保持し、事前の開示者の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。また、受領者は秘密情報を本目的以外の目的で使用してはならない。

2. 受領者は、秘密情報を、本目的のために知る必要のある各自の役員および従業員に限り開示することができるものとし、本契約に基づき受領者が負う秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員および従業員に課すものとする。
3. 前二項にかかわらず、次に掲げる場合には秘密情報を開示できるものとする。
  - 一 法令または司法もしくは行政当局の命令等により秘密情報の開示が義務付けられた場合において、受領者が当該法令または命令等に従って開示する場合。ただし、この場合、受領者は可能な限り開示者に事前の通知を行うものとする。事前の通知が困難な場合には、すみやかに事後通知を行うものとする。
4. 受領者は、開示または提供された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって、厳重に管理、使用および保管しなければならない。また、本目的のために必要な範囲を超えて秘密情報を複写、複製及び改変を行ってはならず、開示者の権利の侵害にあたる秘密情報の複写、複製および改変等の行為を行ってはならない。
5. 甲および乙は、本契約の履行に関連して、甲乙間で利用することを合意した電子的情報技術（クラウドサービスおよびAIツール等を含むがこれらに限られない。本項

において、以下同じ。) を利用した秘密情報 (ただし、甲が開示時点において電子的情報技術を利用した保管、処理または伝達を拒否する旨の意思表示を行った秘密情報を除く。) の保管、処理または伝達があることを認識し、次に定める各号について相互に確認する。

- 一 電子的情報技術の性能、信頼性、有効性または安全性について完全に保証されるものではなく、電子的情報技術を利用して保管、処理または伝達された情報が漏えい、消失もしくは損壊される可能性があり、また、遅延もしくは不完全に伝達される可能性があること。
  - 二 前号に記載された可能性に鑑み、情報の漏えい等を回避するための手段を講じる必要があること。
  - 三 甲または乙の責に帰すべき事由によらずして第①号により生じた損失、損害、費用、危害または不都合について、相手方に対して責任を追及しないこと。
6. 受領者は、開示者から受領した秘密情報が記録された書類および電磁的媒体その他一切のもの (以下「秘密資料」という) について、本契約が終了したとき、または本目的に基づく受領者の使用が終了したとき、もしくは開示者から請求があった場合には、受領者の費用負担によりすみやかに開示者に返却または破棄、抹消するものとする。
7. 本条の定めは、本契約終了後 1 年間、存続する。

(本契約の有効期間)

第 4 条 本契約の有効期間は、本契約締結日から 1 年間とする。

(損害賠償)

第 5 条 開示者は、受領者が本契約に違反した場合、開示者が直接の結果として現実に被った通常の損害について、受領者に対し金銭による賠償を請求できる。

(準拠法、合意管轄)

第 6 条 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。

2. 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。
3. 本条の定めは、本契約終了後もなお存続する。

(協議事項)

第 7 条 本契約に定めのない事項または疑義の生じた事項については、甲および乙は誠実に協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026年 月 日

甲

乙 東京都中央区銀座8丁目17番1号 PMO銀座Ⅱ2階  
使用済燃料再処理・廃炉推進機構  
副理事長 錫田 真孝